

(写)

事務連絡
令和3年11月9日

県立学校長 様

学校指導課長
保健体育課長

部活動の制限の解除について

部活動については、これまで令和3年9月28日付事務連絡において「8月26日付け事務連絡による部活動の制限は、10月1日より解除する。ただし、県外への遠征、県外チームとの練習試合、県内外を問わず合宿は当面禁止する」としてきたところですが、県内の感染状況を踏まえ、明日、11月10日(水)より部活動の制限を全面解除することとします。学校長は、以下の点に十分留意するとともに、顧問に対して確認願います。

ただし、コロナ前の日常に戻ったわけではなく、引き続き、気を緩めることなく感染防止対策に万全を期すよう、改めて、教職員、児童生徒に周知徹底願います。

記

<遠征、練習試合、合宿、発表会等の実施にあたって、学校長が事前に各部顧問に対して、確認しておくべき事項(自校で行う場合も含む)>

1. 参加生徒、対戦校、会場、交通手段、宿泊先
2. 生徒の参加について、保護者の同意をとっているか
3. 健康観察を行い、発熱等体調のすぐれない生徒は参加させないことになっているか
 - ・毎朝の検温やチェックシートにより、体調管理の徹底が図られているか
4. 活動中に、体調不良者が出た場合の備えが十分であるか
 - ・複数の顧問等による引率、保護者等に直ちに迎えに来てもらうための連絡体制など予め定めているか
 - ・保護者の到着まで、他者との接触を避け、静養できる部屋を確保しているか
5. 活動は、各競技ガイドラインの遵守が図られることとなっているか
6. バス等での移動時の感染対策がとられることとなっているか
 - ・車内でのマスク着用、会話を控える、適切な換気など
7. バス等の移動時の交通安全の徹底が図られているか
 - ・休憩時間を適切にとるなど、無理のない運転計画となっているか
8. 宿泊施設で、以下の感染対策が図られているか
 - ・宿泊施設については、都道府県独自のコロナ対策認証制度がある場合は、認証されている宿泊施設を利用すること
 - ・宿舎内(相部屋の場合は自室でも)は、原則、マスクを着用すること
 - ・食事会場、浴場、ミーティング室等の利用以外は自室で過ごすこと
 - ・飲食の場面では、座席の間隔をあけ、向かい合って着席しないよう配慮し、会話を控えること
 - ・大浴場の場合は、入場制限を行い密にならないようにすること
 - ・相部屋の場合は、居室内での飲食は控えること
 - ・不要不急の外出は控えること
9. 試合終了後は、速やかに試合会場等から宿舎に戻る、または帰校すること
10. 上記1～9については、県外から相手校を招く場合は、相手校に対しても要請しているか

(事務担当)

学校指導課 高等学校教育・人権教育 G

076-225-1831

保健体育課 学校体育 G

076-225-1853